



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電)千葉2935・2936番
(公)043(222)7207番}

93.6.10 No.3808

労動総連合

時短問題で団交を行う

形勤務の組合せは現在も行なつておらず、今後も変えない。

手待ち時間を工夫して休憩時間の増付を行なう考え方であり、コストをかけてまで夜間(休養時間)に増付する考え方ではない。

「祝日勤務手当」の支払い対象とすること。また出向者に対する考え方ではない。出向社員の労働時間、休憩時間、休日、休暇等は出向先の規定によるもので、変える考え方ではない。

当

祝日勤務手当の支給対象とする考え方ではない。出向社員の労働時間、休憩時間、休日、休暇等は出向先の規定によるもので、変える考え方ではない。

支払うこと。

第一種特別休日(非現業)の休日数は優遇でははない?!

組 第一種特別休日制(非現業)

〔年間平均一二〇日〕に対し、

第二種特別休日制(現業)

一〇九日であり、第二種適用の現業は変形労働制である。

非現業優遇の時短ではない

か!

当 第一種特別休日制を適用する非現業は、社会全般の事務

・企画部門の実態に合わせ、所定労働時間の短い土曜日及び「祝日」を特別休日としたものであり、変形勤務等に比

較し、年間労働時間が長いな

ど、優遇した制度ではない。

組 「標準数」の考え方を改め、

教育・訓練、波動、「研修」等を要員配置の基準に組み入

れ、年休、休日等が完全消化できる要員配置にすべきである。

事業運営に要する要員配置が良い?

組 「標準数」の考え方を改め、

教育・訓練、波動、「研修」等を要員配置の基準に組み入

れ、年休、休日等が完全消化

できる要員配置にすべきである。

変形労働制は、
自由に作業指定
ができる?

休憩増に対しても
は、「手待ち時間」に付与

交代勤務(現・隔日交代)

に対する一勤務につき、
一時間二〇分の休憩を増やし
ての時短となつてゐるが、拘
束時間の短縮による時短を行
なうべきであり、また、休憩
時間増は休養時間に連続すべ
きである。

天皇制攻撃粉碎!! 小選挙区制改憲上
6月13日(日)正午 指定列車・千葉駅